

令和7年4月1日から使用料金が次のとおり変わります！！

新 料 金 表

館 区 分	使用区分								
	部屋		日	町内外	基本使用料金				時間利用
					午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	全日	
中央 公民館	ホ ー ル	多目的 ホール	平日	町内	円 10,500	円 16,000	円 17,500	円 42,000	円／h
				町外	15,750	24,000	26,250	63,000	
			土・日 休日	町内	12,600	19,200	21,000	50,400	
				町外	18,900	28,800	31,500	75,600	
		楽屋(1・2)	平日	町内	600	800	900	2,300	
				町外	900	1,200	1,350	3,450	
			土・日 休日	町内	720	960	1,080	2,760	
				町外	1,080	1,440	1,620	4,140	
	2 階	会議室(大)	平日	町内	3,000	4,000	4,400	11,400	1,300
				町外	4,500	6,000	6,600	17,100	1,950
			土・日 休日	町内	3,600	4,800	5,280	13,680	1,560
				町外	5,400	7,200	7,920	20,520	2,340
		会議室(小)	平日	町内	1,500	2,000	2,200	5,700	700
				町外	2,250	3,000	3,300	8,550	1,050
			土・日 休日	町内	1,800	2,400	2,640	6,840	840
				町外	2,700	3,600	3,960	10,260	1,260
		多目的室(大)	平日	町内	1,500	2,000	2,200	5,700	700
				町外	2,250	3,000	3,300	8,550	1,050
			土・日 休日	町内	1,800	2,400	2,640	6,840	840
				町外	2,700	3,600	3,960	10,260	1,260
		多目的室(小)	平日	町内	600	800	900	2,300	300
				町外	900	1,200	1,350	3,450	450
			土・日 休日	町内	720	960	1,080	2,760	360
				町外	1,080	1,440	1,620	4,140	540
分 館	各部屋			町内					300
				町外					450

- 多目的ホール及び楽屋(1・2)において、使用時間を超過又は繰り上げて使用の場合は、30分につき当該区分に係る基本使用料の15%を加算する。
- 多目的ホールで催物を開催するに当たり、前日までに準備・練習を行う場合の使用料は、多目的ホール、楽屋(1・2)の当該区分に係る基本使用料の50%とする。
- 1時間単位での貸出しの場合、30分の超過又は繰り上げにつき当該区分に係る基本使用料の50%を加算する。
- 使用時間を超過又は繰り上げて使用する場合、1時間を限度とする。
- 冷暖房を使用する場合は、当該区分に係る基本使用料の50%の額を加算する。
- 催物を開催するに当たり、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、次に掲げる率により算出した額を基本使用料に加算する。

入場料又はこれに類するものを徴収する額が1,000円以下のとき 50%

入場料又はこれに類するものを徴収する額が1,000円を超過し3,000円以下のとき 100%

入場料又はこれに類するものを徴収する額が3,000円を超過したとき 150%

- 休日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。